第四十七条を第五十九条とする。

第四十六条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　経済産業大臣は、認定事業再編投資組合について、その事業再編投資の状況を把握するための調査を行うものとする。

第四十六条に次の一項を加える。

8　国は、認定事業再編投資計画に従って行われる事業再編投資の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

第四十六条を第五十八条とし、第四十五条を第五十七条とし、第四十四条を第五十六条とする。

第四章第三節中第四十三条を第五十五条とする。

第四章第二節中第四十二条を第五十四条とし、第四十一条を第五十三条とする。

第四十条の見出し中「独立行政法人情報処理推進機構」を「情報処理推進機構」に改め、同条第一項中「独立行政法人情報処理推進機構（以下この節において「情報処理推進機構」という。）」を「情報処理推進機構」に改め、同項第一号中「情報処理の促進に関する法律（次項及び第三項において「情報処理促進法」という。）第二条第一項に規定する情報処理をいう。次条において同じ。）」を削り、同条第二項中「第四十条第一項第一号イ」を「第五十二条第一項第一号イ」に改め、同条第三項中「第四十条第一項」を「第五十二条第一項」に改め、同条を第五十二条とし、第三十九条を第五十一条とし、第三十八条を第五十条とし、第三十七条を第四十九条とする。

第四章第一節中第三十六条を第四十八条とする。

第三十五条第一項中「第二条第十二項」を「第二条第十五項」に改め、同条を第四十七条とし、第三十四条を第四十六条とし、第三十一条から第三十三条までを十二条ずつ繰り下げる。

第三十条中「第二十六条第二項第一号」を「第三十四条第二項第一号」に改め、第三章第五節中同条を第三十六条とし、同条の次に次の六条を加える。

（準用）

第三十七条　第二十七条から第三十一条までの規定は、認定事業分野別経営力向上推進機関について準用する。この場合において、第二十七条第三号及び第三十条中「経営革新等支援業務」とあるのは「事業分野別経営力向上推進業務」と、同条中「基本方針」とあるのは「事業分野別指針」と読み替えるものとする。

（認定情報処理支援機関）

第三十八条　経済産業大臣は、経済産業省令で定めるところにより、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を行う者であって、情報処理（情報処理促進法第二条第一項に規定する情報処理をいう。以下同じ。）に関する高度な知識及び経験を有するもののうち、次項に規定する業務（以下「情報処理支援業務」という。）を行うものであって、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、情報処理支援業務を行う者として認定することができる。

2　前項の認定を受けた者（以下「認定情報処理支援機関」という。）は、経営能率の相当程度の向上を行おうとする中小企業者等に対する情報処理を行う方法（サイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。第四十条において同じ。）の確保を含む。）に係る指導、助言、情報の提供その他の情報処理に関する支援を行うものとする。

3　第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事務所の所在地

三　情報処理支援業務に関する次に掲げる事項

イ　情報処理支援業務の内容

ロ　情報処理支援業務の実施体制

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

4　認定情報処理支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（中小企業信用保険法の特例）

第三十九条　前条第一項の規定による認定を受けた一般社団法人（その社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）又は一般財団法人（その設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企業者により拠出されているものに限る。）であって、情報処理支援業務の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたもの（以下この条において「認定一般社団法人等」という。）については、当該認定一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業等経営強化法第三十九条に規定する認定一般社団法人等が行う同法第三十八条第一項に規定する情報処理支援業務の実施に必要な資金の借入れ」とする。

（独立行政法人情報処理推進機構の行う認定情報処理支援機関協力業務）

第四十条　独立行政法人情報処理推進機構（第五十二条及び第五十三条において「情報処理推進機構」という。）は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、その情報処理支援業務の実施に当たってのサイバーセキュリティの確保に関する情報の提供その他必要な協力の業務を行う。

（中小企業基盤整備機構の行う認定情報処理支援機関協力業務）

第四十一条　中小企業基盤整備機構は、認定情報処理支援機関の依頼に応じて、専門家の派遣その他情報処理支援業務の実施に関し必要な協力の業務を行う。

（準用）

第四十二条　第二十七条から第三十一条までの規定は、認定情報処理支援機関について準用する。この場合において、第二十七条第三号及び第三十条中「経営革新等支援業務」とあるのは「情報処理支援業務」と、第二十七条第三号及び第二十九条中「主務省令」とあるのは「経済産業省令」と、第二十八条第一項中「五年」とあるのは「三年」と、第二十九条から第三十一条までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」と読み替えるものとする。

第二十九条及び第二十八条を削る。

第二十六条を第三十四条とし、第二十五条を第三十三条とする。

第二十四条中「第二十一条第一項」を「第二十六条第一項」に、「第二十四条」を「第三十二条」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十三条中「前条の規定による命令に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

一　第二十七条各号（第五号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二　前条の規定による命令に違反したとき。

三　不正の手段により第二十六条第一項の認定又は第二十八条第一項の認定の更新を受けたことが判明したとき。

第二十三条を第三十一条とし、第二十二条を第三十条とし、第二十一条を第二十六条とし、同条の次に次の三条を加える。

（欠格条項）

第二十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の認定を受けることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二　この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者